

山口市中小企業融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に掲げる業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会

山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関

保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち、市長が指定した金融機関をいう。

(4) 商工会議所等

山口商工会議所、山口県央商工会及び徳地商工会をいう。

(5) 信用保証

この要綱による融資（以下「制度融資」という。）を受けるに当たって付した保証協会の保証をいう。

(6) 保証付制度融資

制度融資で、融資に当たって信用保証を付したものをいう。

(7) プロパー制度融資

前号に規定するもの以外の制度融資をいう。

（資金の種類及び目的）

第3条 制度融資に係る資金の種類及び目的は別表1の「資金の種類」及び「目的」の欄に掲げるとおりとする。

（融資の対象）

第4条 制度融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 個人においては市内に住所を有し、かつ事業所の所在地が市内であること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること。
- (2) 引き続き同一事業を1年以上営んでいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 銀行取引停止処分又はでんさい取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 保証付制度融資にあつては、保証協会の求償権に対して弁済義務を有していないこと。ただし、連帯保証人にあつては、現に弁済中であるなど、その求償権の支払いについて誠意のある場合は、この限りでない。
- (6) 別表1の「資金の種類」の欄に掲げる資金の種類（以下「資金」という。）ごとに、それぞれ同表の「融資対象」の欄に掲げる要件を備えていること。

2 次の各号のいずれかに該当するとき、前項の規定は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「中心市街地活性化対策資金」、「大内文化特定地域活性化対策資金」、「湯田温泉活性化対策資金」及び「新山口駅周辺活性化対策資金」の融資対象者については、前項第1号の規定は適用しないものとする。
- (2) 「起業化支援対策資金」の融資対象者に前項第1号の規定を適用する場合には、「個人においては市内に住所を有すること」をもって足りるものとする。

(3) 「起業化支援対策資金」の融資対象者については、前項第2号の規定は適用しないものとする。

(融資の条件)

第5条 制度融資の条件(資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率、保証料率、償還方法、保証人及び担保)は、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

2 保証料率は、保証協会が決定した保証料率の4.2パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。

3 保証付制度融資にあつては、保証協会の業務方法書に定める保証金額の最高限度額を超えることはできないものとする。

(認定)

第6条 「中小企業経営環境改善対策資金」の融資を受けようとする者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項又は第6項の規定に基づき、市長の認定を受けなければならない。

2 「生産性向上・省力化設備導入支援資金」のうち別表1に定める当該資金の融資対象2に該当する者として融資を受けようとするものは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定に基づき、市長の認定を受けなければならない。

(融資の申込み)

第7条 制度融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を資金ごとにそれぞれ別表1の「申込先」の欄に掲げる申込先に提出しなければならない。

- (1) 山口市中小企業融資申込書(別記第1号様式)
- (2) 認定書(前条に掲げる資金の融資申込の場合に限る。)
- (3) 滞納の無いことの証明書
- (4) 保証付制度融資の申込みに当たっては、保証協会が必要とする書類
- (5) その他の融資申込みに必要な書類

(融資の決定)

第8条 保証付制度融資については、取扱金融機関は保証協会の審査により信用保証が可と判断されたものに対して融資を決定するものとする。

2 プロパー制度融資については、取扱金融機関は申込書等に基づき速やかに審査し融資を決定するものとする。

(制度融資に対する取扱条件等－保証協会)

第9条 保証協会は、次の各号に定めるところにより、制度融資に係る信用保証を行わなければならない。

(1) 信用保証に係る条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。

(2) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(制度融資に対する取扱条件等－取扱金融機関)

第10条 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより、制度融資を行わなければならない。

(1) 融資の条件については、資金ごとにそれぞれ別表1の「融資条件」の欄に掲げる条件によること。

(2) プロパー制度融資を行うに当たっては、原則として信用保証を付すことを条件としてはならないこと。

(3) 制度融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならないこと。

(4) 取扱いに当たっては、一般業務との区別を明確にしておくこと。

(融資を受けた者の遵守事項)

第11条 制度融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(原資の預託方法)

第12条 市は、制度融資を行うため、予算の範囲内において原資を取扱金融機関に預託するものとする。ただし、取扱金融機関の資格を喪失した金融機関については、資格を喪失した日以前に貸し付けた制度融資に係る原資について、当該金融機関に預託するものとする。

2 前項の原資の預託時期及び利息については、別に定めるものとする。

3 取扱金融機関に対する原資の預託期間は、前項の預託した日から当該年度の末日（市長が別に定めたときは、その期日）までとする。

(原資に対する取扱条件)

第13条 取扱金融機関は、制度融資に係る原資の預託を受けたときは、資金の種類ごとに預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の融資残高を保有するように努めなければならない。

(保証料率軽減の補填－保証協会)

第 14 条 市は、保証付制度融資の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補填金を支払うものとする。

2 前項に規定する補填は、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補填金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

(繰上償還)

第 15 条 市長は、制度融資を受けた者等がこの要綱に違反した場合には、取扱金融機関に対し、当該融資に係る資金に対する原資として預託した預託金の繰上償還を請求することができる。

2 取扱金融機関は、制度融資を受けた者が、前項の規定に該当する場合には、当該融資に係る資金の繰上償還を請求することができる。

(弾力運用)

第 16 条 市長は、この要綱の定めにかかわらず、経済環境の変化等の事由により制度融資の条件等について変更する必要があると認めたときは、保証協会及び取扱金融機関等と協議して変更することができる。

2 市長は、前項により変更した場合には、速やかに保証協会及び取扱金融機関等に通知するものとする。

(運営委員会)

第 17 条 市長は、制度融資の運用に当たり、制度の改正等の基本的事項を審議するため、運営委員会を設置する。

2 前項の運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会
- (4) 商工会議所等

(報告)

第 18 条 保証協会及びプロパー制度融資を行った取扱金融機関は、制度融資に係る毎月の保証又は融資の状況を山口市中小企業制度融資状況月報（別記第 2 号様式又は別記第 3 号様式）及び当月融資実行明細表（別記第 4 号様式）により、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。この場合において、申込書等を添付するものとする。

(調査)

第 19 条 市長は、制度融資を受けた中小企業者、保証協会又は取扱金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、なお必要な事項等は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 山口市中小企業事業資金融資制度要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)、山口市中心市街地活性化対策資金融資制度要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)、山口市大内文化特定地域活性化対策資金融資制度要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)、山口市起業支援対策資金融資制度要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)、山口市中小企業季節資金融資要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)、山口市中小企業経営環境改善対策資金融資制度要綱(平成 22 年 4 月 1 日施行)、山口市湯田温泉活性化対策資金融資制度要綱(平成 24 年 4 月 1 日施行)、山口市生産性向上・省力化設備導入支援資金融資制度要綱(平成 31 年 4 月 1 日施行)及び山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資制度要綱(令和 7 年 4 月 1 日施行)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づき融資を受けているものに係る融資資金については、なお従前の例による。

別表 1

1. 保証付制度融資

資金の種類	区分	目的	融資対象	融資条件							申込先 (取扱金融機関)	申込期間	
				資金用途	融資限度額	融資期間 ()内は据置期間	融資利率	保証料率	償還方法	保証人※			担保
中小企業事業資金		市内中小企業者の事業経営に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与する	市内中小企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの	運転設備	千円 15,000	年以内 10(1)	年% 2.0	年% 保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	原則として徴求しない	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
中心市街地活性化対策資金		中心市街地区内に事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金を融資することにより、中心市街地区での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって中心市街地の活性化に寄与する	次のいずれかに該当する中小企業者 1 山口市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区内において、事業所を有するもの 2 当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に中心市街地区内において事業所を有することが認められるもの	運転設備 運転のみの利用は不可	25,000	15(2)	1.9	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
大内文化特定地域活性化対策資金		大内文化特定地域内に事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金を融資することにより、特定地域内での事業所集積及び事業活動の増大を促進し、もって大内文化特定地域の活性化に寄与する	次のいずれかに該当する中小企業者 1 大内文化特定地域内において、事業所を有するもの 2 当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に大内文化特定地域内において事業所を有することが認められるもの	運転設備 運転のみの利用は不可	25,000	15(2)	1.9	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
起業化支援対策資金		新規創業者に事業活動に必要な資金を融資することにより、起業化の促進による本市の産業の振興及び雇用の促進を図る	次のいずれかに該当する市内中小企業者 1 市内において新たに事業を開始しようとする中小企業者(ただし、「開始しようとする」とは、保証を決定しようとする時において、当該事業に着手していることが明らかであることをいう。) 2 市内に主たる事業所を有し、開業してからの期間が1年未満の中小企業者 ※上記1の者については、事業開始後に融資を行う。ただし、融資を行う時期において、許可又は認可が必要な事業を開始しようとする場合は、当該事業に係る許可又は認可を受けていることを必要とする。	運転設備	10,000	10(1)	1.4 (認定特定創業支援等事業の支援を受けた者は1.3)	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
中小企業経営環境改善対策資金		取引先の倒産、業況の悪化、取引金融機関の経営の相当程度の合理化等により経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる市内中小企業者に必要な資金を融資することにより経営環境の改善を図る	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者又は同条第6項の規定に基づく特例中小企業者であって、経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれる市内中小企業者	運転設備	15,000	10(2)	1.4	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	原則として徴求しない	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日

資金の種類	区分	目的	融資対象	融資条件							申込先 (取扱金融機関)	申込期間	
				資金用途	融資限度額	融資期間 ()内は据置期間	融資利率	保証料率	償還方法	保証人			担保
湯田温泉 活性化対策資金		湯田温泉ゾーンに事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金を融資することにより、湯田温泉での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって湯田温泉の活性化に寄与する	次のいずれかに該当する中小企業者 1 山口市都市核づくりビジョンに基づく山口市都市核エリア湯田温泉ゾーンにおいて、事業所を有するもの 2 当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に湯田温泉ゾーンにおいて事業所を有することが認められるもの	運転 設備 運転のみの利用は不可	千円 25,000	年以内 15(2)	年% 1.9	年% 保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
生産性向上・省力化 設備導入支援資金		生産性向上・省力化設備の導入を行う中小企業者に対して、事業活動に必要な資金を融資することにより、市内中小企業者の生産性向上や業務の効率化、経営基盤の安定化を図り、もって本市産業の振興発展に寄与する	次のいずれかに該当する市内中小企業者 1 国や県が交付する補助金等を活用し、労働生産性の向上に資する設備等を導入するもの 2 中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備等導入事業者であって、当該計画に記載された設備等を導入するもの	設備	20,000	10(1)	1.4	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日
新山口駅周辺 活性化対策資金		新山口駅周辺エリアに事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金を融資することにより、新山口駅周辺での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって新山口駅周辺の活性化に寄与する	次のいずれかに該当する中小企業者 1 山口市都市核づくりビジョンに基づく小郡都市核エリアのうち山口市の都市計画において商業地域に指定されるエリア等において、事業所を有するもの 2 当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に当該エリア等において事業所を有することが認められるもの	運転 設備 運転のみの利用は不可	25,000	15(2)	1.9	保証協会 所定の率	月賦	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 3月31日

※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」（20240115中庁第15号令和6年1月18日制定）に定めるとおりとする。

2. プロパー制度融資

資金の種類	区分	目的	融資対象	融資条件							申込先 (取扱金融機関)	申込期間	
				資金用途	融資限度額	融資期間 ()内は据置期間	融資利率	保証料率	償還方法	保証人			担保
中小企業 季節資金	夏場資金	市内中小企業者が必要とする夏場資金、年末資金の円滑な融資により企業経営の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与する	市内中小企業者のうち、商品仕入、諸決済（支払手形、買掛金及び未払金の決済）及び賞与支給等のため、夏場・年末において一時的に資金を必要とするもの	運転	千円 5,000	以内 6月	年% 2.0	年% -	一括	取扱金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴求する	山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫	4月1日～ 7月31日
	年末資金												11月1日～ 3月31日

山口市中小企業融資申込書

年 月 日

(宛先)山口市長

住所又は本店所在地 _____

事業所所在地 山口市

(フリガナ)
 企業名 _____

氏名又は代表者名 _____ (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

担当者名(連絡先) _____ (TEL - -)

山口市中小企業融資制度要綱に基づき、下記のとおり融資を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、この申込みに当たり、山口市中小企業融資の審査及び信用保証料補助金の交付に必要な範囲で個人情報を提供すること及び必要な書類を管理することに同意します。

記

融資申込内容 (※該当する口を選択すること)

資金の種類	(保証付制度融資)		(プロパー制度融資)	
	<input type="checkbox"/> 中小企業事業資金 <input type="checkbox"/> 中心市街地活性化対策資金 <input type="checkbox"/> 大内文化特定地域活性化対策資金 <input type="checkbox"/> 起業化支援対策資金 <input type="checkbox"/> 中小企業経営環境改善対策資金 <input type="checkbox"/> 湯田温泉活性化対策資金 <input type="checkbox"/> 生産性向上・省力化設備導入支援対策資金 <input type="checkbox"/> 新山口駅周辺活性化対策資金		<input type="checkbox"/> 中小企業季節資金	
申込金額	千円	融資期間	か月 (据置	か月)
資金用途	<input type="checkbox"/> 運転 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転・設備 (具体的に)			
金融機関	<input type="checkbox"/> 山口銀行 本店 ・ () 支店 <input type="checkbox"/> 西京銀行 本店 ・ () 支店 <input type="checkbox"/> 西中国信用金庫 本店 ・ () 支店 <input type="checkbox"/> 萩山口信用金庫 本店 ・ () 支店			

[添付書類] (1)認定書 (要綱第6条に掲げる資金の融資申込の場合に限る。)

(2)滞納の無いことの証明書

(3)保証協会が必要とする書類その他の融資申込みに必要な書類

別記様式

第2号様式（保証協会用）

山口市中小企業制度融資状況月報（年度 月分）

山口県信用保証協会

（金額 単位：千円）

資金の種類	保証承諾 年度	前月末保証 債務残高(A)		区 分	保証申込		保証承諾		融資実行(B)		償 還(C)		代位弁済(D)		当月末保証 債務残高(E)	
		件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
				当月中												
				年度中												

(注) 1. (A)+(B)-(C)-(D)=(E)

2. 当月中の保証申込については、山口市中小企業融資申込書（別記第1号様式）の原本を添付すること

第3号様式（金融機関用）

山口市中小企業制度融資状況月報（年度 月分）

（金融機関名 ）

（金額 単位：千円）

資金の種類	前月末融資 残高(A)		区 分	融資申込		融資実行(B)		償 還(C)		当月末融資 残高(D)		備考
	件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
			当月中									
			年度中									

(注) 1. (A)+(B)-(C) =(D)

2. 当月中の融資申込については、山口市中小企業融資申込書（別記第1号様式）の原本を添付すること

第4号様式（保証協会及び金融機関共通）

当月融資実行明細表（ 年度 月分）

資金の種類	業種	企業名	資本金 (千円)	従業員数	創業年月	申込金額 (千円)	融資金額 (千円)	資金 使途	融資期間 (据置)	保証料率 (%)	信用保証料 (円)	備考

- (注) 1.業種は、日本標準産業分類の中分類で記載すること
2.資金使途は、運転、設備又は運転・設備と記載すること
3.融資期間は月単位で記載すること
4.当月中に融資実行したものについて記載すること